

電気小売経過措置料金に係る 原価算定期間終了後の事後評価

第 1 1 回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年2月16日（水）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

目次

- 1.電気小売経過措置料金の事後評価について
- 2.総評

1. 電気小売経過措置料金の事後評価について（1）

- 2016年4月の電気小売全面自由化後において、電気小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により、電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、経済産業大臣が指定した供給区域においては、経過措置として小売料金規制を存置することとされている。
 - － 現時点において、経過措置料金規制の対象となるみなし小売電気事業者は10社
- みなし小売電気事業者10社の電気小売経過措置料金については、電気事業法に基づき、経済産業大臣が、原価算定期間終了後に毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっている。
- 今般、2022年2月4日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対して、みなし小売電気事業者10社のうち原価算定期間中の九州電力を除く9社の電気小売経過措置料金の事後評価について意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価をご確認いただきたい。

1. 電気小売経過措置料金の事後評価について（2）

- 電気小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④に基づき、以下の基準に沿って確認を行うこととされているところ、事務局にて評価を行った結果はスライド5のとおり。

＜ステップ1＞ 規制部門の電気事業利益率による基準

個社の規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認

＜ステップ2＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤の累積額が事業報酬額（一定水準額）を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認

⇒ 上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、経済産業大臣が料金変更認可申請命令の発動の要否を検討（当該命令の発動までの評価フローは参考3を参照）

1. 電気小売経過措置料金の事後評価について（3）

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者9社（九州電力（※1）以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

※1：九州電力は、原価算定期間（2019年4月～2022年3月）が終了していないため事後評価の対象外。

（単位：億円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		北海道	東北	東京EP ※2	中部 ミライズ ※3	北陸	関西	中国	四国	沖縄	10社
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準										
	3カ年度平均 ① ※4	5.2%	5.6%	3.3%	4.2%	△1.0%	4.8%	3.6%	△0.8%	3.1%	
	10社10カ年度平均 ②										1.6%
	10社10カ年度の平均を上回っているか（①>②か）	Yes	Yes	Yes	Yes	No	Yes	Yes	No	Yes	
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準										
	2019年度末超過利潤累積額 ③ ※5	△769	△427	△5,413	△1,335	-	△383	△1,434	-	△227	
	2020年度超過利潤 ④ ※6	△8	△146	△928	△263	-	△231	△163	-	△26	
	2020年度末超過利潤累積額 ⑤ = ③ + ④ ※6	△777	△573	△6,341	△1,599	-	△614	△1,598	-	△254	
	事業報酬額（一定水準額） ⑥ ※7	172	342	1,268	423	-	392	237	-	59	
	一定水準額を上回っているか（⑤>⑥か）	No	No	No	No	-	No	No	-	No	
	C 自由化部門の収支（※8）による基準										
	2019年度 ⑦	+224	+563	+41	+878	-	+996	+301	-	+50	
	2020年度 ⑧	+203	△257	△485	+109	-	△44	△210	-	+54	
	2年連続で赤字となっているか（⑦<0かつ⑧<0か）	No	No	No	No	-	No	No	-	No	
評価結果	変更認可申請命令発動の要否の検討対象となるか。 （A及びBがYes、又はA及びCがYesか。）	No	No	No	No	No	No	No	No	No	

※2：2015年度以前は旧東京電力の数値、2016年度以降は東京電力エナジーパートナーの数値を基に算出。

※3：2019年度以前は旧中部電力の数値、2020年度以降は中部電力ミライズの数値を元に算出。

※4：各年度の規制部門の電気事業利益率（%）の単純平均。2018年4月から2021年3月までの3年間。

※5：2015年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額。

※6：関西電力については超過契約額（約0.01億円）を当期超過利潤及び当期末超過利潤累積額に反映（減算）済み。他社は該当なし。（詳細はスライド6を参照）

※7：規制部門（特定小売供給約款に係る分に限り）に相当する事業報酬額。

※8：自由化部門の収支：自由化部門の電気事業損益。

（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

（参考 1）不適切な発注・契約による支出増（超過契約額）の確認について

- 2020年12月に「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」が改正され、不適切な発注・契約による支出増（超過契約額）については、経過措置料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないこととされた。
- 事務局にて確認した結果、関西電力（株）に超過契約額（約0.01億円※）を確認（他社は該当なし）しているが、現状の金額（注）では、経過措置料金に対する値下げ認可申請の必要があると認められなかった。（スライド 5 を参照）

※超過契約額は、子会社である関西電力送配電が分社化される前に関西電力で支出された金額に基づき算定。

（注）今後の社内調査の結果も踏まえ、超過契約額が現状の金額よりも変動した場合には、当該変動した金額も反映した上で、料金制度専門会合にて、改めて、値下げ認可申請の必要があるか否かを確認いただく。

【事案の概要】

- 関西電力送配電（株）において、送電線付近での樹木伐採に関する地権者への補償費等につき、社内手続の不正な処理による過払いが発生。
- 担当者が、地権者からの高額な補償要求に対応するため、実際には伐採していない区画についても計上するなど虚偽の経理処理を行い、地権者や伐採委託先に内規を超える額を支払っていたことが社内調査で判明。
- 現在、関西電力のコンプライアンス委員会が主体となり、客観的かつ徹底的な調査、原因究明を実施中。

（参考）電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（抜粋、下線部を追加）

第 2 処分の基準

（7）④ イ （略）かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の超過利潤（特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下同じ。）を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤（一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）の累積額が事業報酬額（算定規則第 4 条第 2 項第 1 号若しくは同条第 3 項第 1 号に掲げる額又は旧算定規則第 4 条第 2 項の規定により算出された額をいう。）のうち特定需要に係る額を超過していること。

(参考2) 各社概況 (経営成績-北海道電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
売上高	7,144	6,695 ※1	△449 (△6.3%)
営業費用	6,780	6,256 ※2	△524 (△7.7%)
うち燃料費	1,177	880	△297 (△25.2%)
営業損益	364	438	74 (+20.3%)
経常損益	276	362	86 (+31.2%)
当期純損益	239	326	87 (+36.4%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 前年度に実施した高圧供給の一部契約における検針日変更の影響に伴う減少などにより、売上高は前年度に比べ449億円 (△6.3%) 減の6,695億円となった。

※2: 燃料価格の低下による燃料費の減少の影響などにより、営業費用は前年度に比べ524億円 (△7.7%) 減の6,256億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	1,976	1,720 △256 (△12.9%)
	電気事業損益	50 ※1	199 149 (+297.8%)
	当期純損益	49 ※1	182 133 (+272.5%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	3,412	2,793 △619 (△18.1%)
	電気事業損益	224 ※1	203 △20 (△9.2%)
	当期純損益	189 ※1	184 △5 (△2.7%)
その他部門	電気事業収益	1,446	1,306 △140 (△9.6%)
	電気事業損益	△10	△5 5
	当期純損益	1	△40 △41

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門 (規制部門) が199億円 (利益)、一般需要部門 (自由化部門) が203億円 (利益) となり、利益率は規制部門が11.6%、自由化部門が7.3%となった。また、当期純損益は規制部門が182億円 (利益)、自由化部門が184億円 (利益) となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2013～2015 年度 料金原価 (3か年平均)	2020年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		1,969	
電気事業営業費用 (b)	2,707	1,755	△951
人件費	235	117	△117
燃料費	692	246	△445
修繕費	463	122	△341
減価償却費	379	146	△232
購入電力料	310	192	△118
公租公課	146	49	△96
原子力バックエンド費用	18	14	△3
その他経費	460	865	404
差引額 (a - b)		213	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2013～2015年度の3事業年度。電源構成変分認可制度による料金改定の対象科目 (燃料費・原子力バックエンド費用・購入電力料等・事業税) について、2013年度は2013年改定時、2014～2015年度は2014年改定時の原価。

(参考2) 各社概況 (経営成績-東北電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
売上高	20,319	17,349	※1 △2,970 (△14.6%)
営業費用	19,379	17,292	※2 △2,087 (△10.8%)
うち燃料費	3,533	2,650	△883 (△25.0%)
営業損益	940	57	△882 (△93.9%)
経常損益	780	46	△734 (△94.1%)
当期純損益	516	△66	△583

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 小売や卸売の販売に伴う収入が減少したことなどにより、売上高は前年度に比べ2,970億円 (△14.6%) 減の17,349億円となった。

※2: 燃料価格の低下による燃料費の減少や購入電力料の減少の影響などにより、営業費用は前年度に比べ2,087億円 (△10.8%) 減の17,292億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2019年度	2020年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	4,246	3,746	△500 (△11.8%)
	電気事業損益	240	※1 321	80 (+33.6%)
	当期純損益	179	※1 277	97 (+54.5%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	8,757	7,270	△1,487 (△17.0%)
	電気事業損益	563	※1 △257	△821
	当期純損益	419	※1 △222	△642
その他部門	電気事業収益	4,168	3,343	△824 (△19.8%)
	電気事業損益	1	△8	△9
	当期純損益	△82	△121	△38

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門 (規制部門) が321億円 (利益)、一般需要部門 (自由化部門) が△257億円 (損失) となり、利益率は規制部門が8.6%、自由化部門が△3.5%となった。また、当期純損益は規制部門が277億円 (利益)、自由化部門が△222億円 (損失) となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2013～2015 年度 料金原価 (3か年平均)	2020年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		4,429	
電気事業営業費用 (b)	5,661	4,119	△1,542
人件費	580	214	△365
燃料費	1,390	622	△768
修繕費	846	159	△687
減価償却費	806	262	△543
購入電力料	1,036	850	△186
公租公課	295	67	△228
原子力バックエンド費用	14	20	6
その他経費	691	1,923	1,231
差引額 (a - b)		309	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2013～2015年度の3事業年度。

(参考2) 各社概況 (経営成績-東京電力 E P)

＜個別決算の概要－対前年比較＞

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
売上高	52,874	46,743 ※1	△6,131 (△11.6%)
営業費用	52,499	46,755 ※2	△5,744 (△10.9%)
営業損益	375	△11	△386
経常損益	419	57	△362 (△86.4%)
当期純損益	234	19	△215 (△91.9%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量の減少や燃料費調整単価下落等による電気料収入の減少などにより、売上高は前年度に比べ6,131億円 (△11.6%) 減の46,743億円となった。

※2: 他社購入電力料の減少等の影響により、営業費用は前年度に比べ5,744億円 (△10.9%) 減の46,755億円となった。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	12,590	10,599 △1,991 (△15.8%)
	電気事業損益	372 ※1	514 142 (+38.2%)
	当期純損益	239 ※1	638 399 (+166.9%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	25,154	20,991 △4,163 (△16.6%)
	電気事業損益	41 ※1	△485 △526
	当期純損益	26 ※1	△602 △628
その他部門	電気事業収益	9,119	9,084 △35 (△0.4%)
	電気事業損益	3	0 △3 (△100.0%)
	当期純損益	△31	△16 15

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門 (規制部門) が514億円 (利益)、一般需要部門 (自由化部門) が△485億円 (損失) となり、利益率は規制部門が4.9%、自由化部門が△2.3%となった。また、当期純損益は規制部門が638億円 (利益)、自由化部門が△602億円 (損失) となった。

＜規制部門の料金原価と実績との比較＞

(単位：億円)

	2012～2014 年度 料金原価 (3か年平均)	2020年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		11,730	
電気事業営業費用 (b)	22,086	11,236	△10,849
人件費	1,891	131	△1,760
燃料費	7,827	-	△7,827
修繕費	2,231	0	△2,230
減価償却費	2,827	27	△2,799
購入電力料	2,759	6,272	3,512
公租公課	1,169	12	△1,157
原子力バックエンド費用	235	-	△235
その他経費	3,142	4,791	1,649
差引額 (a - b)		493	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2012～2014年度の3事業年度。

(参考2) 各社概況 (経営成績-中部電力ミライズ)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
売上高	27,190	23,143	※1 △4,047 (△14.9%)
営業費用	26,107	22,779	※2 △3,327 (△12.7%)
うち燃料費	5	-	△5 (△100.0%)
営業損益	1,083	363	△720 (△66.5%)
経常損益	981	362	△618 (△63.0%)
当期純損益	621	263	△357 (△57.6%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 新型コロナウイルス感染症の影響による販売電力量の減少などにより、売上高は前年度に比べ4,047億円(△14.9%)減の23,143億円となった。

※2: 他社購入電力料 (JERA) の減少などの影響により、営業費用は前年度に比べ3,327億円 (△12.7%) 減の22,779億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2019年度	2020年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	3,771	3,032	△739 (△19.6%)
	電気事業損益	92	※1 220	128 (+138.9%)
	当期純損益	58	※1 160	101 (+173.4%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	16,108	12,781	△3,327 (△20.7%)
	電気事業損益	878	※1 109	△769 (△87.6%)
	当期純損益	556	※1 78	△477 (△85.9%)
その他部門	電気事業収益	5,785	5,341	△444 (△7.7%)
	電気事業損益	0	△0	△1
	当期純損益	6	24	18 (+275.2%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門 (規制部門) 220億円 (利益)、一般需要部門 (自由化部門) が109億円 (利益) となり、利益率は規制部門が7.3%、自由化部門が0.9%となった。また、当期純損益は規制部門が160億円 (利益)、自由化部門が78億円 (利益) となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2014～2016 年度 料金原価 (3か年平均)	2020年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		3,207	
電気事業営業費用 (b)	7,536	2,986	△4,549
人件費	754	55	△698
燃料費	3,078	-	△3,078
修繕費	996	0	△996
減価償却費	936	1	△934
購入電力料	464	1,491	1,026
公租公課	419	5	△414
原子力バックエンド費用	45	-	△45
その他経費	840	1,433	592
差引額 (a - b)		221	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2014～2016年度の3事業年度。

(参考2) 各社概況 (経営成績-北陸電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
売上高	5,738	5,771 ※1	32 (+0.6%)
営業費用	5,536	5,835 ※2	299 (+5.4%)
うち燃料費	1,098	908	△189 (△17.2%)
営業損益	202	△64	△266
経常損益	157	△83	△240
当期純損益	102	△50	△153

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 燃料費調整額の減少はあったものの、小売販売電力量・卸販売電力量の増加などにより、売上高は前年度に比べ32億円 (+0.6%) 増の5,771億円となった。

※2: 購入電力料の増加などにより、営業費用は前年度に比べ299億円 (+5.4%) 増の5,835億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	971	825 △146 (△15.1%)
	電気事業損益	△24 ※1	28 53
	当期純損益	△17 ※1	18 36
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	3,158	3,106 △51 (△1.6%)
	電気事業損益	172 ※1	△112 △285
	当期純損益	122 ※1	△69 △192
その他部門	電気事業収益	1,061	1,041 △20 (△1.9%)
	電気事業損益	0	△2 △1
	当期純損益	△1	0 1

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が28億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が△112億円（損失）となり、利益率は規制部門が3.5%、自由化部門が△3.6%となった。また、当期純損益は規制部門が18億円（利益）、自由化部門が△69億円（損失）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2008年度 料金原価	2020年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		935	
電気事業営業費用 (b)	1,542	903	△638
人件費	211	65	△146
燃料費	256	129	△126
修繕費	261	56	△204
減価償却費	352	56	△295
購入電力料	129	152	23
公租公課	123	26	△96
原子力バックエンド費用	13	8	△5
その他経費	194	407	213
差引額 (a - b)		31	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2007年10月～2008年9月の1年間。

(参考2) 各社概況 (経営成績-関西電力)

＜個別決算の概要－対前年比較＞

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
売上高	26,588	23,326	※1 △3,262 (△12.3%)
営業費用	25,331	23,383	※2 △1,948 (△7.7%)
うち燃料費	4,569	3,934	△635 (△13.9%)
営業損益	1,256	△57	△1,313
経常損益	1,250	361	△889 (△71.1%)
当期純損益	791	395	△396 (△50.1%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 競争激化や新型コロナウイルスなどの影響による小売販売電力量の減少などにより、売上高は前年度に比べ3,262億円 (△12.3%) 減の23,326億円となった。

※2: 小売販売電力量の減少や為替・燃料価格の変動による火力燃料費の減少などにより、営業費用は前年度に比べ1,948億円 (△7.7%) 減の23,383億円となった。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

(単位：億円)

		2019年度	2020年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	5,081	4,435	△646 (△12.7%)
	電気事業損益	144	※1 290	146 (+101.4%)
	当期純損益	109	※1 321	212 (+194.5%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	14,900	12,305	△2,595 (△17.4%)
	電気事業損益	996	※1 △44	△1,040
	当期純損益	710	※1 △46	△756
その他部門	電気事業収益	4,778	4,140	△638 (△13.4%)
	電気事業損益	8	9	1 (+12.5%)
	当期純損益	△28	120	148

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門 (規制部門) が290億円 (利益)、一般需要部門 (自由化部門) が△44億円 (損失) となり、利益率は規制部門が6.6%、自由化部門が△0.4%となった。また、当期純損益は規制部門が321億円 (利益)、自由化部門が△46億円 (損失) となった。

＜規制部門の料金原価と実績との比較＞

(単位：億円)

	2018～2020 年度 料金原価 (3か年平均)	2020年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		4,626	
電気事業営業費用 (b)	5,577	4,436	△1,140
人件費	640	279	△361
燃料費	951	739	△212
修繕費	820	253	△567
減価償却費	734	223	△510
購入電力料	715	500	△215
公租公課	368	110	△257
原子力バックエンド費用	144	90	△54
その他経費	1,201	2,238	1,037
差引額 (a - b)		189	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2018～2020年度の3事業年度。

(参考2) 各社概況 (経営成績-中国電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
売上高	12,437	11,477 ※1	△959 (△7.7%)
営業費用	12,032	11,604 ※2	△428 (△3.6%)
うち燃料費	1,887	1,505	△382 (△20.3%)
営業損益	404	△127	△531
経常損益	351	△109	△460
当期純損益	877	△53	△930

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 競争進展および新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う小売販売電力量の減少による電気料金収入の減少などにより、売上高は前年度に比べ959億円(△7.7%)減の11,477億円となった。

※2: 小売販売電力量の減少や燃料価格の低下による原料費の減少などにより、営業費用は前年度に比べ428億円(△3.6%)減の11,604億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	1,759	1,522 △236 (△13.5%)
	電気事業損益	48 ※1	100 52 (+108.6%)
	当期純損益	38 ※1	48 10 (+26.9%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	6,703	5,723 △980 (△14.6%)
	電気事業損益	301 ※1	△210 △512
	当期純損益	221 ※1	△101 △323
その他部門	電気事業収益	3,029	2,960 △68 (△2.2%)
	電気事業損益	△17	△23 △5
	当期純損益	617	0 △617 (△100.0%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門(規制部門)が100億円(利益)、一般需要部門(自由化部門)が△210億円(損失)となり、利益率は規制部門が6.6%、自由化部門が△3.7%となった。また、当期純損益は規制部門が48億円(利益)、自由化部門が△101億円(損失)となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2008年度 料金原価	2020年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		1,670	
電気事業営業費用 (b)	3,423	1,573	△1,849
人件費	503	99	△404
燃料費	737	214	△522
修繕費	428	60	△367
減価償却費	483	54	△429
購入電力料	476	322	△153
公租公課	207	25	△181
原子力バックエンド費用	35	5	△29
その他経費	550	790	239
差引額 (a - b)		96	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2008年4月～2009年3月の1年間。

(参考2) 各社概況 (経営成績-四国電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
売上高	6,463	5,901	※1 △562 (△8.7%)
営業費用	6,266	6,107	※2 △159 (△2.5%)
うち燃料費	674	558	△116 (△17.2%)
営業損益	197	△206	△403
経常損益	194	△176	△371
当期純損益	145	△121	△266

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 燃料費調整額の減少等に伴う小売料金収入の減少などにより、売上高は前年度に比べ562億円 (△8.7%) の減の5,901億円となった。

※2: 燃料価格の低下に伴う火力燃料費の減少などにより、営業費用は前年度に比べ159億円 (△2.5%) 減の6,107億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	1,156	1,009 △147 (△12.7%)
	電気事業損益	△15	※1 0 15
	当期純損益	△15	※1 0 15
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	3,091	2,737 △353 (△11.4%)
	電気事業損益	173	※1 △211 △385
	当期純損益	135	※1 △144 △280
その他部門	電気事業収益	1,538	1,489 △49 (△3.2%)
	電気事業損益	1	△2 △3
	当期純損益	25	22 △2 (△8.8%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門 (規制部門) が0億円、一般需要部門 (自由化部門) が△211億円 (損失) となり、利益率は規制部門が0.0%、自由化部門が△7.7%となった。また、当期純損益は規制部門が0億円、自由化部門が△144億円 (損失) となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2013～2015 年度 料金原価 (3か年平均)	2020年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		1,115	
電気事業営業費用 (b)	1,717	1,120	△596
人件費	217	77	△139
燃料費	354	106	△247
修繕費	285	60	△224
減価償却費	210	59	△150
購入電力料	191	233	41
公租公課	98	21	△76
原子力バックエンド費用	24	8	△15
その他経費	334	551	216
差引額 (a - b)		△5	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2013～2015年度の3事業年度。

(参考2) 各社概況 (経営成績-沖縄電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
売上高	1,944	1,806	※1 △138 (△7.1%)
営業費用	1,862	1,705	※2 △156 (△8.4%)
うち燃料費	488	359	△128 (△26.4%)
営業損益	82	100	18 (+22.6%)
経常損益	73	89	16 (+22.1%)
当期純損益	56	69	13 (+23.0%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 燃料費調整制度の影響や販売電力量の減少などにより、売上高は前年度に比べ138億円(△7.1%)減の1,806億円となった。

※2: 燃料価格の下落による燃料費の減少などにより、営業費用は前年度に比べ156億円(△8.4%)減の1,705億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2019年度	2020年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	805	697	△108 (△13.4%)
	電気事業損益	22	※1 40	17 (+76.1%)
	当期純損益	17	※1 31	14 (+80.3%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	770	734	△36 (△4.7%)
	電気事業損益	50	※1 54	4 (+8.8%)
	当期純損益	38	※1 43	4 (+11.4%)
その他部門	電気事業収益	314	319	4 (+1.4%)
	電気事業損益	△2	△1	0
	当期純損益	0	△5	△5

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門(規制部門)が40億円(利益)、一般需要部門(自由化部門)が54億円(利益)となり、利益率は規制部門が5.8%、自由化部門が7.4%となった。また、当期純損益は規制部門が31億円(利益)、自由化部門が43億円(利益)となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2008年度 料金原価	2020年度 決算	差異
電気事業営業収益(a)		715	
電気事業営業費用(b)	928	672	△256
人件費	111	102	△8
燃料費	280	141	△138
修繕費	119	94	△24
減価償却費	146	112	△34
購入電力料	84	87	2
公租公課	43	33	△9
原子力バックエンド費用	-	-	-
その他経費	143	100	△43
差引額(a-b)		43	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2008年4月～2009年3月の1年間。

2. 総評

（評価の結果）

- 審査基準のステップ1〔電気事業利益率による基準〕では、個社の直近3カ年度平均の利益率が10社10カ年度平均の利益率を上回る会社は、北海道電力、東北電力、東京電力E P、中部電力ミライズ、関西電力、中国電力及び沖縄電力の7社であった。
- ただし、審査基準のステップ2の〔超過利潤累積額による基準〕又は〔自由化部門の収支による基準〕に照らすと、7社全てにおいて、2020年度末超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、また、自由化部門の収支が直近2年連続で赤字とはなっていなかった。
- 上記より、原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者9社（九州電力以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の可否の検討対象となる事業者はいなかった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となったみなし小売電気事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。
- なお、上記の結論は、関西電力で現在確認されている超過契約額（他社は該当なし）も反映して評価した結果である。

(参考3) 料金変更認可申請命令に係る審査基準 (1)

- 電気小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④に基づく基準に沿って確認を行うこととされている。
- 昨年度までは、以下の基準の「STEP1に該当し、かつ、STEP2のいずれかに該当する場合には、経済産業大臣が料金変更認可申請命令の発動の要否を検討」との記載に留めていたところ、今後、当該基準に該当する事業者が発生した場合に備えて、これまでの整理に沿って、その後の基準も記載することとした。

STEP

実施内容

補足

STEP 1 電気事業利益率 による基準

- ①個社の規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値および②みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を確認

⇒ ①が②を上回ったらSTEP2へ

【STEP1～5 関連】

- ・ 原価算定期間中の事業者および原価算定期間終了後に各STEP時点において料金改定を表明している事業者は事後評価の対象外

STEP 2 超過利潤累積額 又は自由化部門の 収支による基準

- ③前回料金改定以降の超過利潤の累積額、④事業報酬額（一定水準額）および⑤自由化部門の収支を確認

⇒ ③が④を上回ったら、または⑤が直近2年連続で赤字となったらSTEP3へ

(参考3) 料金変更認可申請命令に係る審査基準 (2)

- 明確化したSTEP 3以降の基準は以下のとおり。

STEP	実施内容	補足
STEP 3 行政による評価	➤ 内部留保（利益剰余金など）および株主配当の推移を確認 ⇒ <u>必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ</u>	【STEP3関連】 ・ 事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し（翌1年分）等を評価）を併せて行政が評価
STEP 4 報告徴収の実施	➤ 必要に応じて、電気事業法の規定に基づく報告徴収を実施 ⇒ <u>事業者からの報告徴収に対する回答を受けSTEP5へ</u>	
STEP 5 発動要否の検討 ↓ 料金変更認可申請命令の発動	➤ STEP4までに得られた情報を勘案して、特定旧法第23条第1項の要件に該当するか確認 ⇒ <u>当該命令の発動が必要と判断されたら、相当の期限を定め、料金変更認可申請命令を発動</u>	【STEP5関連】 特定旧法第23条第1項の要件 ・ <u>料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適當となり、公共の利益の増進に支障があると認められるとき</u>